

市役所に行かず24時間いつでも申請できる

オンライン申請 はじめました!

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用し、消防用設備(消火器)の点検報告を行うことができるようになりました。



★まずは消火器の自主点検!

建物関係者(所有者、管理者など)は、法令に基づいて設置された消火器などの消防用設備等について、**定期的に点検を行い、報告する義務があります。**

点検を行う頻度

- 機器点検:6か月に1回
- 総合点検:1年に1回

消防署等へ報告する頻度

- 飲食店や宿泊施設など:1年に1回
- 共同住宅や事務所など:3年に1回

※詳しい点検方法と提出書類の作成方法は右の二次元コードをご確認ください



★消防用設備等点検アプリを使うとわかりやすく点検でき、点検時期も通知してくれます。申請書類も同時に作成できるので便利です。

消防用設備等点検アプリのダウンロードはこちら

Android 端末を
ご利用の方はこちら

Google Play



iOS 端末を
ご利用の方はこちら

App Store



※自主点検可能な消火器は製造年から5年以内のものに限ります。

5年が経過している場合は消防設備業者等に依頼するか消火器を買替える必要があります。

★オンラインで申請！

点検が終わり、書類を作成したら次はオンラインで申請です。

●方法は二通り

1. ぴったりサービスを利用したオンライン申請

糸魚川市ホームページの「便利なサービス」→「行政手続のオンライン開始」と進むと各種手続へのリンクがあります。

今回は「消防」の中の「消防用設備等(特殊消防設備等)点検結果報告書をクリックしてください。「ぴったりサービス」の申請画面へ移動するので必要事項を入力し、作成した書類を添付して申請してください。

二次元コードから糸魚川市ホームページオンライン申請へ移動できます。



2. 電子メールでの申請(アプリを使用する場合はこちらを推奨！)

糸魚川市消防本部のメールアドレスに作成した書類を添付して送信してください。

メールアドレス: fd@city.itoigawa.lg.jp

※件名は「予防業務オンライン申請」としてください！

※申請者氏名、連絡先、届出建物を必ず明記してください！

※ 両申請とも副本の返却はありません。副本が必要な場合はその旨明記してください。

問合先：消防本部予防課予防係

電話：025-553-0119

F A X：025-552-6925

Mail：fd@city.itoigawa.lg.jp